

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 2 号

令和6年4月1日

住所 広島市南区出島 1-20-3
株式会社センタークリーナー

氏名 代表取締役 大瀨 尚 様

坂町長 吉田 隆 行



令和6年2月5日付けで申請の一般廃棄物処理業（更新）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業所の所在地	広島市南区出島一丁目20番3号
事業所の名称	株式会社センタークリーナー
取扱う一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
事業の範囲	収集・運搬
営業の区域	坂町全域及び、府中町、海田町の区域に係る一般廃棄物の安芸クリーンセンターへの運搬に限る。
許可期間	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
(許可条件) 1 許可業務の遂行にあつては、関係法令及び条例、規則に定める事項を遵守し、誠意をもつてこれに専念すること。 2 業務上における関係住民からの苦情等については、自ら責任をもつて処理すること。 3 この許可証は、事務所内の見えやすい所に掲示すること。	